第三十九期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二一八、六七六
固定資産	九、四四七
合計	二二八、一二四

負債及び純資産の部

流動負債	一三九、六〇六
固定負債	一六、六九九
株主資本	七一、八一八
資本金	三〇、〇〇〇
資本剰余金	三五、〇〇〇
その他資本剰余金	三五、〇〇〇
利益剰余金	六、八一八
利益準備金	八七〇
その他利益剰余金	五、九四八
（うち当期純利益）	（三、九四八）
合計	二二八、一二四

平成二十八年六月十一日

北九州市小倉北区熊谷三丁目一四番一三号

ウエルディングガス九州株式会社

代表取締役　阿南　泰州

第四期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部

流動資産	五、六一八、九五〇
固定資産	一二、六三一、六六七
資産の部合計	一八、二五〇、六一七

負債及び正味財産の部

流動負債	八、五七九、八五五
負債合計	八、五七九、八五五
基金	五、〇〇〇、〇〇〇
一般正味財産	四、六七〇、七六二
正味財産の部合計	九、六七〇、七六二
負債及び正味財産の部合計	一八、二五〇、六一七

平成二十八年七月二十七日

愛媛県西条市小松町新屋敷甲一八五二番地一

公益社団法人サンフィールド国際人材育成協会　代表理事　日野　勝仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市川目第三地割一二七番地、最後の住所岩手県盛岡市永井一六地割五五番地一特別養護老人ホーム鶴亀ながい

被相続人　亡　吉田　弥一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

岩手県盛岡市菜園一丁目六番九号　第一〇菱和ビル二―B

相続財産管理人　佐藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地一、最後の住所岩手県滝沢市穴口五三四番地二

被相続人　亡　矢追　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

岩手県盛岡市菜園一丁目六番九号　第一〇菱和ビル二―B

相続財産管理人　佐藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県山本郡三種町鹿渡字片カリ橋二二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　児玉　爲久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

事務所　秋田県能代市大町五番二六号　池条法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池条　有朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市四倉町字東三丁目二〇番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　村上　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

福島県いわき市平字三倉六九番地の六

渡辺幸二司法書士事務所

相続財産管理人　渡邊　幸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市西原二丁目三七〇五番地二、最後の住所茨城県水戸市西原二丁目三番一八号

被相続人　亡　弓野キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　白石　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市西原二丁目三七〇五番地の二、最後の住所茨城県水戸市西原二丁目三番一八号

被相続人　亡　弓野　廣実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　白石　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県矢板市安沢一三四四番地、最後の住所栃木県鹿沼市緑町一丁目三番七号

被相続人　亡　篠原　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡四階阿部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字中尾三二八番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡辺　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一〇―一六　シーノ大宮ノースウィング一四階Ｂアーク法律事務所

相続財産管理人　石川　博康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市栗橋中央二丁目二八四二番地、最後の住所埼玉県久喜市栗橋中央二丁目八番二二号

被相続人　亡　坂田　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二　駒崎ビル四〇二号　髙橋徹総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市中万町一二四六番地、最後の住所東京都昭島市松原町一丁目一番一―一〇〇九号

被相続人　亡　西川　公夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十七日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文